

## 専用サーバサービス約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

1. この専用サーバサービス約款（以下、「本専用サーバ約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「さくらの専用サーバサービス」および「専用サーバサービス」ならびにそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。
2. 本サービスの利用者は、当社の定める基本約款および本専用サーバ約款を遵守するものとします。

#### 第2条 (サービスの種類・内容)

1. 「さくらの専用サーバサービス」および「専用サーバサービス」（以下、併せて「本基本サービス」といいます）の種類および内容は、以下のとおりです。
  - i. さくらの専用サーバサービス  
「さくらの専用サーバサービス」とは、当社が当社データセンター内に設置したサーバ設備（以下、「当社サーバ設備」といいます）1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。当社の他のサービスとの複数台の接続に対応しています。
  - ii. 専用サーバサービス  
「専用サーバサービス」とは、当社が当社サーバ設備1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。

#### 第3条 (利用開始日、利用契約の成立)

1. 本基本サービスおよびそのオプションサービス（以下、併せて「本専用サーバサービス」といいます）の提供は、原則として基本約款第5条第2項の定めに従い利用開始日から開始されます。ただし、利用者が申込み時に時間課金対応サービス（第4条第2項に定めます）につき時間課金払い（第4条第1項イに定めます）を選択した場合（以下、「時間課金選択」といいます）、基本約款第5条第2項の定めにかかわらず、当該サービスの提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、基本約款第6条の定めに基づき利用契約が有効に成立した日から開始されます。

#### 第4条 (利用料金)

1. 基本約款第11条第2項の定めにかかわらず、本専用サーバサービスの利用料金は、以下のとおり構成されるものとします。

i. 定期払い

定期的に支払いを行う支払形態をいい、次の2つがあります。

ア. 定額払い：継続して提供される本サービスにつき、月ごとに一定の利用料金が発生する料金体系に基づき、定期的に定額を支払う支払形態をいい、以下の内訳で構成されます。

初期費用：本サービス実施の準備（設定等）の対価。

定額利用料（毎月払い（月額））：月額利用料金を毎月支払う場合。

定額利用料（年間一括払い（年額））：年額利用料金を年に1回支払う場合

イ. 時間課金払い：継続して提供される本サービスにつき、時間ごとに一定の利用料金が発生する料金体系に基づき、定期的に変動額を支払う支払形態をいい、以下の内訳で構成されます。

変動利用料（毎月払い（時間課金額））：利用時間に応じた利用料金を毎月支払う場合。

ii. 一回払い（スポット利用料）

一回で提供が完了する本サービスの利用料金を一回で支払う形態をいいます。

2. 利用者は、当社ホームページ上の本専用サーバサービスの説明を行うウェブページ（以下、「本サービスページ」といいます）で指定するサービス（以下、「時間課金対応サービス」といいます）に限り、前項第1号イに定める時間課金払いを選択することができます。なお、時間課金払いの詳細は、本サービスページで定めるものとします。
3. 利用者は、時間課金対応サービスにつき、申込み時に選択した定額払いまたは時間課金払いを相互に変更することはできないものとします。

## 第5条（料金の支払）

1. 本専用サーバサービスの料金の支払方法については、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、利用料金額が10万円以上であっても、クレジットカード払いを選択することができるものとします。
2. 基本約款第12条第1項の定めにかかわらず、時間課金選択をした場合の当該サービス利用料金の支払方法については、クレジットカード払いのみとなります。
3. 本基本サービス利用者は、本基本サービスの初期費用の支払方法として、一括払いまたは分割払いを選択することができます。分割払いを選択した場合の選択可能な分割回数については、本サービスページ上に記載するものとします。
4. 本基本サービスの初期費用は、本基本サービスの利用料金の一部を構成し、基本約款第15条第3項の料金相当額算定の対象に含まれます。
5. 基本約款第13条第2項、同第4項の定めにかかわらず、時間課金選択をした利用者は、毎月1日から末日までの当該サービスの利用に関する料金（以下、「当月の料金」といいます）を、その翌月の14日までに支払うものとします。

#### 第6条（最低利用期間）

1. 基本約款第15条第1項および第2項の定めに関わらず、本基本サービスの初期費用の支払方法として分割払いを選択した場合の最低利用期間は、分割払いの最終回の支払期日の翌月末日までとします。
2. 時間課金選択をした場合、当該サービスの最低利用期間はないものとします。

#### 第7条（利用契約の解約）

1. 基本約款第29条第4項の定めにかかわらず、時間課金選択をした場合の当該サービスに関する利用契約は、利用者が当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって解約することができます。ただし、本専用サーバ約款に特に定める場合を除き当該利用契約に付したオプションサービスについては、利用者は、利用契約の解約時期にかかわらず、当該解約月の料金の全額を支払うものとします。

#### 第8条（保証）

1. 「さくらの専用サーバサービス」の一部のモデルに標準として組み込まれている「Webアプリケーションファイアウォール」において、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。
  - i. Webアプリケーションの脆弱性を利用したあらゆる攻撃を検知し、防御することが可能であること、その他インターネット上に存在するあらゆる脅威に対処可能であること
  - ii. 最新の脅威に対処可能となるよう本機能が更新されていること
  - iii. 利用者の意図する使用目的に適合し、利用者の期待する機能を有すること
  - iv. 本機能が中断なく提供され、完全に有効であること

#### 第9条（品質保証）

1. 当社は、「さくらの専用サーバサービス」に関し、当社が別途定める「さくらの専用サーバ品質保証（SLA）」（本サービスページよりご確認ください）に従い品質保証を行うものとします。

#### 第10条（時間課金選択時利用不可のオプションサービス）

1. 本基本サービスにつき時間課金選択をした場合に利用できないオプションサービスについては、本サービスサイトに定めるものとします。

### 第2章 オプションサービス規定

#### 第1節 回線アップグレード、回線プラン変更（以下、本節において「本オプションサー

ビス」といいます)

#### 第11条 (種類の変更)

1. 本オプションサービスについては、利用開始日から3ヶ月が経過する日が属する月の翌月1日以降、その種類を変更することができるものとします。

第2節 メモリアップグレード、メモリ (以下、本節において「本オプションサービス」といいます)

#### 第12条 (料金の支払期限)

1. 利用者は、本基本サービスと同時に申込み場合を除き、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

第3節 HDD アップグレード、内蔵ストレージアップグレード、内蔵ストレージ、内蔵ストレージオプション (以下、本節において「本オプションサービス」といいます)

#### 第13条 (申込み)

1. HDD アップグレードは、第12節に規定するオプションサービス (OS 再インストール) と同時に申込みものとし、HDD アップグレードのみの申込みを行うことはできないものとします。ただし、基本サービスの利用申込みと同時に HDD アップグレードの利用申込みを行う場合はこの限りではありません。
2. 前項における OS 再インストールと HDD アップグレードについては、個別に利用契約が成立するものとします。

#### 第14条 (データ移設)

1. 利用者が本専用サーバサービスで利用している当社サーバ設備 (以下、「利用者サーバ設備」といいます) 上に本オプションサービスによる作業の実施前に記録されていたデータ、設定等を当該作業実施後に当該利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が行うものとします。

第4節 複数台構成 (以下、本節において「本オプションサービス」といいます)

#### 第15条 (解約等)

1. 本オプションサービスは、同一の種類サーバ設備を複数台にして提供するものであり、異なる種類のサーバ設備を組合せて提供することはできません。
2. 本オプションサービスの利用契約は、サーバ設備1台ごとに解約できるものとします。

第5節 ファイアウォール、ファイアウォールサービス (以下、本節において「本オプションサービス」といいます)

#### 第16条（申込み）

1. 「さくらの専用サーバサービス」のオプションサービスであるファイアウォールサービスは、第16節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中または同オプションサービスと同時に申込み場合にのみ申込みすることができるものとします。
2. 「専用サーバサービス」のオプションサービスであるファイアウォールは、1000M 共有回線と1000M スタンダード回線の両者を除いた回線を利用する専用サーバサービスに付加する場合にのみ申込みすることができるものとします。

#### 第17条（保証）

1. 当社は、本オプションサービスによって利用者サーバ設備に対する攻撃等の脅威を防ぐことが可能であることを、いかなる意味においても何ら保証するものではありません。

#### 第6節 サービス監視（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

##### 第18条（保証）

1. 本オプションサービスは、当社所定のサーバ設備監視システムを当社所定の条件の下に運用して、サーバ設備上で稼働するサービスの状況等を確認するものであり、当社は、利用者に対し、監視対象を正常に監視できることを保証するものではありません。

#### 第7節 リソース監視（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

##### 第19条（管理）

1. 利用者は、本オプションサービスにおいて利用者サーバ設備上にインストールされる監視エージェントにつき、自らセキュリティアップデート等を含むすべての管理およびメンテナンスを自己の責任と費用で行うものとし、当社は当該監視エージェントに関する管理およびメンテナンスを行う義務を一切負わないものとします。

##### 第20条（保証）

1. 当社は、利用者に対し、本オプションサービスにより監視対象を正常に監視できることを保証するものではありません。

#### 第8節 Web 改ざん検知サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

##### 第21条（申込み）

1. 本オプションサービスの利用条件については、本サービスページに定めるものとします。

## 第22条（契約）

1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『GRED セキュリティサービス』の利用規約」を遵守するものとします。

## 第9節 障害復旧（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

### 第23条（作業）

1. 本オプションサービスにおける当社の義務は、当社所定の運用手順書に従って作業を行うことに限られるものとし、当社が当該障害を解消する等の義務を負うものではありません。
2. 前項に規定する運用手順書に従った作業によって対象利用者サーバ設備が復旧しない場合、当社は、利用者に対して状況の報告を電子メールによって行うものとします。

## 第10節 IPアドレス追加（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

### 第24条（設定）

1. 本オプションサービスにより利用者に割り当てられたIPアドレスに関する利用者サーバ設備上での設定等は、利用者が自己の費用と責任において行うものとします。

## 第11節 ソフトウェアインストール代行（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

### 第25条（保証）

1. 本オプションサービスを利用する際、利用者は、当社に対し、当社所定の作業依頼書にインストールを希望するソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な事項を記載して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に基づきインストール作業を行うものとします。当該作業において、当社の責めにのみ帰すべき事由による不具合等が発生した場合、作業完了日を含む10営業日以内に利用者が不具合等の具体的な内容を当社に通知し、当社に協力することを条件に、当社は修正作業を行います。

## 第12節 OS再インストール（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

### 第26条（作業）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、本サービスページに定める提供OSから再インストールを行うOSを選択するものとします。当社は、本オプションサービスの対象となる利用者サーバ設備（以下、本節において「対象利用者サーバ設備」といいます）のハードディスクを初期化の上、利用者が本オプションサービスを申込んだ時点での当社が提供可能とする最新のバージョンの当該OSを、当該ハー

ドディスクにインストールするものとします。

2. 前項の初期化作業実施前に対象利用者サーバ設備上に記録されていたデータ、設定等を前項の OS のインストール後の対象利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が自己の費用と責任で行うものとします。

#### 第27条（保証）

1. 当社は、作業実施以前に対象利用者サーバ設備上で稼動していたプログラム、ソフトウェア等が前条の OS インストール後の当該対象利用者サーバ設備においても正常に稼動することをいかなる意味においても何ら保証するものではありません。

#### 第13節 コンソール作業（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

##### 第28条（サービス）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、当社所定の様式による作業依頼書に必要事項を記入して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に従って、作業を実施するものとします。ただし、利用者の作業依頼内容について当社が実施困難であると判断した場合、その申込みを拒否する場合があります。

#### 第29条（保証）

1. 本オプションサービスは、障害原因の特定および障害の復旧の実現をいかなる意味でも何ら保証するものではありません。
2. 本オプションサービスにおいて実施された作業により利用者に損害等が発生した場合であっても、当社はその理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

#### 第14節 コンテンツバックアップ（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

##### 第30条（バックアップデータ）

1. 本オプションサービスは、都度、それまでのバックアップ（当社の本オプションサービス向けサーバ設備（以下、「本件当社サーバ設備」といいます）に複製および記録する行為をいいます。以下同じ）により本件当社サーバ設備に複製されたデータ（以下、本節において、「バックアップデータ」といいます）を削除のうえで実施されるものであり、既存のバックアップデータに関する世代管理、更新履歴管理等は行われぬものとします。
2. 利用者は、バックアップデータが保存されるサーバへのログインおよびバックアップデータの取得を自ら行うことはできず、当該バックアップデータを取得する必要が発生する都度、当社へ当該バックアップデータの提供を要請するものとします。

3. 当社は、本オプションサービスにおいて、元データとバックアップデータの一致または整合性を保証するものではありません。

第15節 旧ハードディスク接続（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

#### 第31条（サービス）

1. 本オプションサービスは、利用者サーバ設備から取り外したハードディスク（以下、本節において「対象ディスク」といいます）をセカンダリハードディスクとして当社保有のサーバ機器（以下、「貸出機器」といいます）に接続したうえ、貸出機器の機能をその管理者（root）権限とともに利用者に利用させるものです。接続された対象ディスクからのデータ抽出作業等については、利用者自らがその責任と費用負担において行うものとしします。
2. 当社は、本オプションサービスにおいて、対象ディスクの正常な読み込みやデータ抽出が可能であることを保証するものではありません。
3. 契約期間満了後、貸出機器のプライマリハードディスクについては、当社がOSの再インストールを実施したうえで再利用を行うものとし、対象ディスクについては当社にてデータ破壊処理を実施するものとしします。なお、本オプションサービスにおいてプライマリハードディスクに記録されたデータは、利用者がその責任と費用負担において消去するものとしします。

#### 第32条（申込み）

1. 本オプションサービスの利用申込みは、当社所定の書式により必要事項を記入した電子メールを当社カスタマーセンター宛に送信することによって行われるものとしします。なお、当該電子メールが、ネットワーク障害、サーバ障害、ソフトウェア障害、その他当社の責めに帰すべからざる事由により、当社が正常に受信することができなかった場合、利用契約は成立しないものとしします。
2. 当社は、本オプションサービスの利用申込みがあった場合、対象ディスクが貸出機器のプライマリハードディスクにインストールされたOSから認識しているか否かを確認し、これが可能であった場合にのみ当該利用申込みを承諾するものとし、ファイルシステムのマウント、対象ディスクからのデータの読み出しが可能であるか否かにかかわらず、第33条第2項に従い料金を請求するものとしします。
3. 利用者は、利用者が第12節に規定するOS再インストールサービスを申込みの場合に限って本オプションサービスを申込みすることができるものとしします。ただし、当該OS再インストールサービスおよび本オプションサービスは、個別に契約が成立するものとしします。



### 第33条（利用期間）

1. 本オプションサービスの契約期間は、利用開始日から7日間とします。
2. 本オプションサービスは、無償とします。ただし、利用者が、前項に定める利用期間を延長することを希望する場合は、別途料金を支払ったうえで7日間延長することができます。この場合、延長期間の途中で本オプションサービスの解約を申し出た場合であっても、利用者は、本オプションサービスの料金を全額支払うものとします。

### 第16節 専用グローバルネットワーク（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

#### 第34条（サービス）

1. 本オプションサービスは、VLAN（Virtual Local Area Network）を用い、インターネット側回線に利用者専用セグメントを構築し、利用者に利用させるものです。
2. 専用セグメントは、利用者自身で管理するものとします。

### 第17節 ロードバランサーサービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

#### 第35条（申込み）

1. 本オプションサービスは、第16節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中または同オプションサービスと同時に申込み場合にのみ申込みことができるものとします。

#### 第36条（保証）

1. 当社は、本オプションサービスによって利用者サーバ設備が過負荷による品質の低下を避けられることおよび稼働不能状態とならないことを保証するものではありません。

### 第18節 ネームサーバサービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

#### 第37条（設定）

1. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。
2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとし、当該ゾーン編集画面による機能に無い設定等を行えないものとします。
3. 利用者は、本オプションサービスの解約または本オプションサービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスに設定したゾーンファイルを速やかに削除したうえで、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。

す。

4. 前項の定めにかかわらず、利用者が本オプションサービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。

#### 第19節 ハイブリッド接続（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

##### 第38条（申込み）

1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバサービス」、「さくらのVPSサービス」、「さくらのクラウドサービス」、「ハウジングサービス」および「リモートハウジングサービス」（以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます）の各基本サービスを利用中である利用者に関し、申込みができるものとします。

##### 第39条（料金の支払）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。
2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス（「さくらのクラウドサービス」および時間課金を選択した本基本サービスを除きます）のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。

##### 第40条（解約）

1. 利用者の本オプション適用サービスの利用契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。

#### 附 則

##### 第1条（適用開始）

この約款は、平成28年10月3日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月31日より適用されます。

## 第2条（サービスの終了にともなう条項の削除）

本条および本附則第3条乃至第7条は、平成29年3月31日をもって削除するものとします。

## 第3条（アクセス解析サービスの管理）

利用者は、アクセス解析サービスにおいて利用者サーバ設備上にインストールされるアクセス解析ツールにつき、自らセキュリティアップデート等を含むすべての管理およびメンテナンスを自己の責任と費用で行うものとし、当社は当該アクセス解析ツールに関する管理およびメンテナンスを行う義務を一切負わないものとします。

## 第4条（アクセス解析サービスにおける保証）

当社は、利用者に対し、アクセス解析サービスにより利用者サーバ設備へのアクセス状況を完全に解析できることを保証するものではありません。

## 第5条（セキュリティアップデートサービスにおける保証）

1. セキュリティアップデートサービスは、当社と利用者の合意により対象としたOSおよび各種アプリケーション・ソフトウェア（以下、併せて「対象ソフトウェア」といいます）につき、対象ソフトウェアの提供元による指示に従ってアップデート作業を実施するものであり、システムへのクラッキング等を含む利用者サーバ設備に対する脅威の防止を何ら保証するものではありません。
2. 対象ソフトウェアの提供元によるアップデート版の公開からセキュリティアップデートサービスにおけるアップデート作業が完了するまでの間に、当該アップデート作業によって対策が施されるべきセキュリティホール等が悪用され、利用者に損害等が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第6条（ウイルススキャンサービスの料金および料金の支払期限）

1. ウイルススキャンサービスの料金は、その月の利用期間にかかわらず、1ヶ月分発生するものです。
2. 本基本サービスの支払いが毎月払いの場合、利用者は、当社が利用者へ通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払期限および支払方法は、本基本サービスと同様とします。なお、初回支払い分の料金の請求については、本基本サービスとは別に行われるものとします。
3. 本基本サービスの支払いが年間一括払いの場合、利用者は、当社が利用者へ通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払いについては、料金の請求は本基本サービスと

は別に行われるものとし、利用者は、毎月末日までに、本基本サービスと同様の支払方法により当該請求金額を支払うものとします。

#### 第7条（ウイルススキャンサービスにおける検出・駆除）

1. ウイルススキャンサービスにおけるウイルス等の検出および駆除は、当社がセキュリティベンダーより提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等を検出・駆除ができることを保証するものではありません。
2. ウイルススキャンサービスによって検出または駆除されたファイルを復元することはできません。